

国民健康保険・後期高齢者医療からのお知らせ

◆8月から新しい保険証に切り替わります

現在お使いの国民健康保険と後期高齢者医療の保険証は、7月31日で有効期限が切れます。

8月1日からは、7月下旬にお送りする保険証をお使いください。

新しい保険証の有効期限は、平成30年7月31日までです。(一部、期限の異なる場合があります。)

	国民健康保険	後期高齢者医療
保険証の色	旧桃色 ⇒ 新空色	旧空色 ⇒ 新ベージュ色
送付先	世帯主の方宛にまとめて郵送します。 (世帯の加入者全員分)	加入者ご本人宛に個別で郵送します。

※8月になっても保険証が届かない場合には市役所までご連絡ください。

□ 職場の健康保険に加入したら

職場の健康保険(扶養になっている方も含みます。)に加入している場合、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

手続きに
必要なもの

国民健康保険以外の健康保険証、国民健康保険の保険証、本人確認書類
印かん、マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーが確認できる書類

□ 島外の学校に通学している学生の方は注意してください

国民健康保加入の方で学校等へ進学のため、住民登録を市外へ移す場合は、学生特例の手続きが必要です。手続きをされないと国民健康保険の資格が喪失となり、保険証が使用できなくなります。

手続きに
必要なもの

修学中の方の学生証(写し)または在学証明書(原本)、本人確認書類
印かん、マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーが確認できる書類

□ 保険税(料)額のお知らせ

【国民健康保険税のお知らせ】

税額をお知らせする決定通知書および納税通知書は、8月中旬にお送りします。

【後期高齢者医療保険料のお知らせ】

◆普通徴収(納付書払い・口座振替)の方

7月中旬に、年間の保険料額をお知らせする決定通知書をお送りします。普通徴収の対象となる方は、5月31日現在で75歳になられている方で、10月までに特別徴収(年金からの天引き)にならない方です。

◆特別徴収(年金からの天引き)の方

10月以降の保険料が特別徴収となる方には、7月下旬に年間の保険料額をお知らせする決定通知書と10月以降の特別徴収額の通知書をお送りします。

◆医療費が高額になるとき

□ 医療費が高額になりそうな場合は事前に申請をしましょう

医療機関等に支払う1カ月の医療費が一定額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた分は申請により高額療養費として後から支給されますが、あらかじめ「認定証」を医療機関等に提示することで、支払額が一定額までの負担で済むようになります。また、住民税非課税世帯の方は、認定証を提示することで入院時の食事代についても減額されます。認定証の交付には、事前の申請手続きが必要です。

□ 現在認定証をお持ちの方へ

現在お使いの認定証は、7月31日で有効期限が切れます。

国民健康保険加入の方は、更新手続きが必要です。新しい保険証を送付する際に案内を同封しますので、8月以降も認定証が必要な方は再度申請の手続きをお願いします。

※後期高齢者医療の方は、更新手続きは不要です。